

那覇市屋外広告物に係る指導事務処理要領

第1条(目的)

第2条(定義)

第3条(調査)

第4条(是正指導等の相手方)

第5条(関係機関等との協議)

第6条(違反広告物等に対する是正指導等)

第7条(緊急に是正を要する違反広告物等に対する是正指導等)

第8条(はり紙、はり札等の簡易除却)

第8条の2(違反はり札等に対する是正指導等)

第9条(所有者等を確認できない場合の取扱い)

第10条(違反広告物等に対する措置命令)

第10条の2(違反はり札等に対する措置命令)

第11条(違反広告物等の公表等)

第11条の2(違反はり札等の公表等)

第12条(刑事告発)

第13条(行政代執行)

付 則

(目的)

第1条 この要領は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)、那覇市屋外広告物条例(平成24年那覇市条例第69号。以下「条例」という。)及び那覇市屋外広告物条例施行規則(平成24年那覇市規則第52号。以下「規則」という。)の規定に基づき、これに違反する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の是正指導等の要領を制定することにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例によるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物等 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件をいう。
- (2) 違反広告物等 条例の規定に違反する屋外広告物等をいう。
- (3) 是正指導等 違反広告物等の是正に関する行政指導及び不利益処分をいう。
- (4) 簡易除却 法第7条第4項の規定に基づく、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の除却をいう。
- (5) 屋外広告業者 屋外広告業を営む者をいう。
- (6) 関係機関等 屋外広告物等を設置するに当たり、法及び条例を除く遵守する必要がある法令等を所管している機関や所属等をいう。

(調査)

第3条 法及び条例の規定に違反している疑いのある屋外広告物等については、調査又は条例第32条の規定に基づく立入検査を行い、条例への適合状況、広告主、土地建物等の管理者又は屋外広告業者を確認するものとする。

- 2 前項による立入検査は、立入検査調書(様式第1号)の項目により行い、検査の結果違反広告物等であることが認められた場合は、違反広告物台帳(様式第2号)を作成するものとする。
- 3 職員は、調査にあたってはその身分を示す証明書(規則第17号様式)を携帯する。

(是正指導等の相手方)

第4条 この要領に基づく是正指導等の相手方は、原則として違反広告物等の広告主、管理者又は施工者(以下「是正指導等の相手方」という。)とする。

(関係機関等との協議)

第5条 違反広告物等が他法令に抵触する恐れがあるときは、関係機関等に連絡し、当該関係機関等と対応を協議することができるものとする。

(違反広告物等に対する是正指導等)

第6条 無許可で表示され、又は設置されている違反広告物等その他条例及び規則の規定に違反する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件(次項に掲げる違反広告物等を除く)に対する是正指導は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 違反の是正を行うよう当該違反広告物等の是正指導等の相手方に対し口頭による指導又は指導文書(様式第3-1号)により通知する。
- (2) 第1号の指導後、14日間経過しても違反の是正が行われなるときは、是正警告書(様式第4号)を送付し警告する。
- (3) 第2号の送付後1か月までに違反の是正が行われなるときは、当該違反広告物等へ条例に違反している旨の条例違反警告シール(様式第5号)の貼付及び是正指導等の相手方に対し条例第8条第1項の規定に基づく違反是正の勧告書(様式第6-1号)を送付し勧告する。
- (4) 条例違反警告シールの貼付は、条例の規定に違反している事実を告知する行為であるため、広告物等の効用を妨げないよう、できるだけ表示面のうち文字が書かれていない部分等に貼付するものとする。
- (5) 第3号の違反是正の勧告後、14日間を経過しても違反の是正が行われなるときは、条例第25条第1項に基づく措置命令を行うものとする。措置命令については第10条(違反広告物等に対する措置命令)による。

2 規則第11条で定める許可基準に適合していない違反広告物等については、次の各号により是正指導を行う。

- (1) 違反の是正を行うよう当該違反広告物等の是正指導等の相手方に対し口頭による指導又は指導文書(様式第3-1号)により通知する。
- (2) 第1号の指導後、14日間経過しても違反の是正が行われなるときは、是正警告書(様式第4号)を送付し警告する。
- (3) 違反広告物等の是正指導等の相手方に対し、次のアからウに掲げ

るところにより作成された是正計画書(様式第7号)を提出させ、当該是正計画書を履行させることにより違反是正の指導を行う。

ア 是正計画書の提出は、前項第2号の規定による是正警告書の送付の日から14日以内であること。

イ 是正計画書の提出をする者は、是正指導等の相手方のうち権限を有する代表者又は同等の権限を有する者であること。

ウ 是正完了期限は第1号の指導文書の日から1年以内であること。

(4) 前号により是正計画書を提出した違反広告物等の是正指導等の相手方が、当該広告物の許可申請を行なった場合は、許可基準に適合している内容の申請書になっていることを確認し、前号の規定による是正計画書を許可申請書に添付させるものとする。

(5) 前号の規定により是正計画書を添付して許可を受けた者が、当該是正計画書に基づく違反是正が完了した場合は、速やかに規則第4条に基づく完了届出書(規則第5号様式)を提出させるものとする。

(6) 第3号ウの規定による是正完了期限までに違反是正の履行がなされない場合は、前項第3号の規定による違反是正の勧告書(様式第6-1号)を送付し勧告する。

(緊急に是正を要する違反広告物等に対する是正指導等)

第7条 倒壊等により公衆に対し差し迫った危害が予想される等、その性質上是正の緊急性が認められる違反広告物等に対する是正指導等については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 速やかに、除却又は改修等の必要な措置を行うよう是正指導等の相手方に対し口頭による指導又は緊急指導文書(様式第8号)を送付し是正指導を行う。

(2) 前号の規定による是正指導に対して、除却又は改修等の必要な措置を講じない場合は、条例第25条第1項に基づく措置命令を行う。措置命令については第10条(違反広告物等に対する措置命令)による。

2 市長は、前項の広告物等が条例の規定により許可を受けた広告物等である場合は、条例第24条の規定に基づき許可を取り消すことができる

ものとする。

(はり紙、はり札等の簡易除却)

第8条 違反広告物等のうち法第7条第4項で規定するはり紙、はり札等、
広告旗及び立看板等(以下「違反立看板等」という。)の簡易除却は、
次のとおり取り扱う。

2 職員は、調査にあたってはその身分を示す証明書(規則第17号様式)
を携帯する。

3 違反立看板等がはり紙であるときは、法第7条第4項ただし書きで規定
する要件に該当する場合は当該はり紙を直ちに除却し、除却後は法第
8条第1項ただし書きの規定により廃棄するものとする。

4 違反立看板等のうち法第7条第4項で規定するはり札等、広告旗又は立
看板等(以下「違反はり札等」という)であるときの取り扱いは、次の
各号により行う。

(1) 是正指導等の相手方に対し、口頭による指導及び当該違反はり札
等に除却警告シール(様式第9号)を貼付し是正指導を行う。

(2) 除却警告シールの貼付は、条例の規定に違反している事実を告知
する行為であるため、広告物等の効用を妨げないように、できるだけ
表示面のうち文字が書かれていない部分等に貼付するものとする。

(3) 市長は、違反はり札等に対して第1号の規定による警告シールの
貼付後5日間が経過し、次のア及びイの規定に該当する場合は、当
該違反はり札等を簡易除却することができるものとする。

ア 第1号の是正指導等にかかわらず、表示者が違反はり札等を除却
しない場合

イ 違反はり札等の破損が著しいなど管理されずに放置されている
のが明らかである場合

(4) 前号の簡易除却の規定に該当せず、次のア又はイの規定に該当す
る場合は、次条の規定による。

ア 第1号の是正指導等により表示者が除却するも、繰返し設置され
る場合

イ 第1号の是正指導等後も除却されないが、第3号イの規定に該当

しない場合

5 除却した違反はり札等の保管、公示、返還等の方法

(1) 除却した違反はり札等の保管。

ア 除却した違反はり札等は、汚損、破損又は盗難の防止に留意するとともに、所有者等から返還の申出があったときは、速やかに返還できるよう、保管場所を明確にし、除却日等を整理して保管する。

イ 「保管物件一覧簿」(規則様式第15号)を速やかに作成して規則第17条第3項で定める場所及び都市みらい部都市計画課(以下「都市計画課」という。)に備え、関係者には自由に閲覧させるものとする。(条例第27条第2項)。

ウ 保管は、次号による公示の日から売却可能となるまでの期間とする(条例第30条)。

(2) 違反はり札等を保管した旨の公示。

ア 違反はり札等を保管した場合は、条例第26条で定める事項及び条例第27条で定める方法により速やかに公示(様式第10号)を行う。

イ 公示期間は、保管を始めた日から起算して広告物にあっては2日間、掲出物件にあって14日間とする(条例第27条 第1項第1号)。

(3) 違反はり札等の売却又は廃棄。

ア 違反はり札等は、所有者等から返還を求められることなく、前号イで定める公示期間が経過した場合、法第8条第3項の要件を満たすものは売却し、法第8条第4項の要件を満たすものは廃棄することができるものとする。

イ 前号の違反はり札等を売却する場合の手続は、条例第29条による。

(4) 保管した違反はり札等の返還。

違反はり札等を返還する際の手続は条例第31条の規定による。返還は受領書(規則様式第16号)と引換えにより行う。その際、「氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法」として、身分証明書(運転免許証、健康保険証)の提示を求める。ただし、過

去に違反掲示を行ったことがある等により、反復継続して違反掲示を行うおそれがあると思われる者等への返還は、口頭注意のうえ、今後違反行為を行わない旨の誓約書(様式第11号)の提出を求める。

6 警告書の送付。

- (1) 前項第4号の規定による誓約書の掲出を行っている者が再び違反立看板等を掲出した場合は警告書(様式第12号)によりその者に対して、速やかに警告を行う。
- (2) 警告書の送付を受けた者が、さらに重ねて違反立看板等を掲出した場合は、その者に対しては、条例第25条第1項の規定に基づく措置命令を行う。措置命令については第10条の2(違反はり札等に対する措置命令)による。

7 公共の場所に設置された違反立看板等の場合の措置。

違反広告物等が、公共施設等に設置された違反立看板等であるときは、当該違反立看板等の簡易除却について、施設管理者と対応を協議して行うものとする。

(違反はり札等に対する是正指導等)

第8条の2 前条第4項第4号の規定に該当し、無許可で表示され、又は設置されている違反はり札等に対する是正指導は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 違反の是正を行うよう当該違反はり札等の是正指導等の相手方に対し指導文書(様式第3-2号)により通知する。
- (2) 第1号の指導後、5日間を経過しても違反の是正が行われなときは、当該違反はり札等へ条例に違反している旨の条例違反警告シール(様式第5号)の貼付及び是正指導等の相手方に対し条例第8条第1項の規定に基づく違反是正の勧告書(様式第6-2号)を送付し勧告する。
- (3) 条例違反警告シールの貼付は、条例の規定に違反している事実を告知する行為であるため、広告物等の効用を妨げないように、できるだけ表示面のうち文字が書かれていない部分等に貼付するものとする。

- (4) 第2号の違反是正の勧告後、5日間を経過しても違反の是正が行われないときは、条例第25条第1項に基づく措置命令を行うものとする。措置命令については第10条の2(違反はり札等に対する措置命令)による。

(所有者等を確認できない場合の取扱い)

第9条 表示内容、設置場所等から調査を行った上、なお当該所有者等を確認することができないときは、当該違反広告物等に対し、広告物にあっては条例に違反している旨の除却警告シール(様式第9号)を貼付し、掲出物件にあっては条例第25条第2項の規定に基づく除却公告(様式第13号)の手続を行う。この場合の調査の状況については、過失なくして所有者等を確認できないことを立証するための資料として記録保存する。

- 2 市長は、前項の規定に基づく除却警告シールの貼付及び除却公告の日から起算し5日が経過し、かつ、なお所有者等が判明しなかった場合は当該違反広告物等を除却し、保管することができるものとする。
- 3 除却した屋外広告物等の保管、公示、返還等の方法は第8条第5項で規定する除却した屋外広告物等の保管、公示、返還等の方法によるほか以下の当該各号により行う。
- (1) 特に貴重な屋外広告物等にあつては、前号の公示期間が満了しても、なおその所有者等が確認できない場合は、公示の要旨を那覇市公報に登載するものとする。
- (2) 当該違反広告物等の価額の評価が概ね 10 万円以上であるときは、法第8条第3項第2号の「特に貴重な広告物又は掲出物件」に該当するものとみなす。(条例第28条)。
- (3) 前号の規定に該当する違反広告物等は、公示の日から3月経過しても返還ができない場合は、条例第30条第1項第2号の規定により売却をすることができるものとする。
- (4) 公示の日から6月を経過しても所有者等に返還できない場合は、当該違反広告物等の所有権は市に帰属する(法第8条第7項)。その後は市の財産として取り扱うことになるので、価値がないものとして

廃棄する場合は、那覇市物品会計規則(1961年那覇市規則第19号)に基づき不用品処分の手続を行う。

(違反広告物等に対する措置命令)

第10条 条例第25条第1項による違反に対する措置命令は、那覇市行政手続条例(平成9年12月26日条例第38号)第26条から第28条までの規定に基づき、弁明の機会を付与した上で決定し、措置命令書(様式第14-1号)を送付し行う。措置命令書には措置を完了する期限を記載するものとし、その期限は通知の日から60日を経過した日とする。

2 前項による措置命令に従わないときは、督促状(様式第15号)を配達証明郵便により送付する。措置命令が違反広告物等の除却であるときは、督促状に除却命令違反シール(様式第16号)を当該違反広告物等に貼付する旨を予告し、督促状の発送の日から14日間が経過した場合は除却命令違反シールを貼付するものとする。

(違反はり札等に対する措置命令)

第10条の2 条例第25条第1項による違反に対する措置命令は、那覇市行政手続条例第26条から第28条までの規定に基づき、弁明の機会を付与した上で決定し、措置命令書(様式第14-2号)を送付し行う。措置命令書には措置を完了する期限を記載するものとし、その期限は通知の日から5日を経過した日とする。また、措置命令書に除却命令違反シール(様式第16号)を当該違反広告物等に貼付する旨を予告し、措置命令書の発送の日から5日間が経過した場合は除却命令違反シールを貼付するものとする。

(違反広告物等の公表等)

第11条 条例第8条第2項の規定に基づく違反に対する公表は、第10条による措置命令に従わない違反広告物等で、そのまま放置することが著しく条例の目的に反すると認められるときは、市のホームページ等において必要に応じて行うものとする。

2 前項に基づき公表する場合は、条例第8条第3項の規定に基づき、意見を述べる機会を与えた上で行う。意見を述べる機会を与える場合は、通知書(様式第17号)を送付し通知する。通知書には意見書の提出期限

を記載するものとし、その期限は通知の日から10日を経過した日とする。意見を述べる場合は、意見書(様式第18号)を提出するものとする。(違反はり札等の公表等)

第11条の2 条例第8条第2項の規定に基づく違反に対する公表は、第10条の2による措置命令に従わない違反はり札等で、そのまま放置することが著しく条例の目的に反すると認められるときは、市のホームページ等において必要に応じて行うものとする。また、公表後は関係機関等へ情報提供し、除却等の実施について協議・依頼する。

2 前項に基づき公表する場合は、条例第8条第3項の規定に基づき、意見を述べる機会を与えた上で行う。意見を述べる機会を与える場合は、通知書(様式第17号)を送付し通知する。通知書には意見書の提出期限を記載するものとし、その期限は通知の日から10日を経過した日とする。意見を述べる場合は、意見書(様式第18号)を提出するものとする。(刑事告発)

第12条 第10条による措置命令に従わないときは、所管警察署と協議の上、違反広告物等の違反是正が履行されないことを告発することができるものとする。

2 前項の規定により、告発したときは、告発内容を市のホームページへの掲載及び報道機関等に対して情報提供をすることができるものとする。

(行政代執行)

第13条 第10条による措置命令に従わない場合で、他のいかなる手段によっても違反広告物等の是正が困難で、かつ放置することが著しく条例の目的に反すると認められるときは、関係機関等と協議の上、法第7条第3項及び行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条から第6条までに定めるところにより代執行を行うことができるものとする。

2 前項の代執行を行うときは、あらかじめ戒告書(様式第19号)により戒告する。なお、戒告を行っても是正されない場合は、必要により再戒告書(様式第20号)により再戒告することができるものとする。

3 前項の戒告又は再戒告を行ってもなお違反広告物等が是正されない

ときは、行政代執行令書(様式第21号)を交付し、代執行を実施するものとする。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年10月11日から施行する。